

堺市公報 第184号	令和3年9月3日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○子ども・子育て支援法第41条の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	2
<公告>	
○計量法に基づく特定計量器の定期検査の実施について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】	3
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業の換地処分について 【建築都市局都市整備部】	4
○建築基準法第76条第2項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	6
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	6
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 9
 ○都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 9
 <教育委員会規則>
 ○堺市博物館協議会規則の一部を改正する規則
 【文化観光局博物館学芸課】…………… 10
 <農業委員会告示>
 ○農業委員会総会の招集について
 【農業委員会事務局】…………… 11
 <人事委員会規則>
 ○勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則
 【人事委員会事務局】…………… 12

告 示

堺市告示第307号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき確認を行った特定教育・保育施設について、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 幼保連携型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
くみの木こども園 つくの	堺市西区津久野町2丁36番9号	社会福祉法人 ラポール会	令和3年8月 1日

公 告

堺市公告第473号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の所在場所における定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

定期検査を行う区域	堺市内全域
対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり
実施の期日	令和3年10月7日から令和4年3月31日まで
実施場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による特定計量器の所在の場所
定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称	一般社団法人大阪府計量協会

堺市公告第474号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三重県伊賀市予野字西出2700番地の1

株式会社ヤマゼン運輸

代表取締役 奥田 貴光

2 廃棄物処理施設の設置の場所

大阪府堺市堺区築港南町9番1、9番4、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、
9番11

3 廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん

※石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除
く（以上12種類）

5 廃棄物処理施設の処理能力

積替え・保管場所の面積 704.0㎡

積替えのための保管上限 1803.3㎡

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年9月3日（金）から令和3年10月2日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第475号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

~~~~~

堺市公告第476号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定に基づき建築協定の廃止を認可したので、同条第2項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 泉北赤坂台C一般分譲住宅建築協定
(堺市南区赤坂台5丁29-1ほか)
- 2 認定廃止年月日及び認定廃止番号 令和3年8月24日 堺建安第H-2号

~~~~~

堺市公告第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日         | 承認番号           | 地名    | 地番                         | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|---------------|----------------|-------|----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年5月<br>17日 | 堺宅地第P－<br>319号 | 東区野尻町 | 319番8、321<br>番13及び地先<br>水路 | 5.7       | 30.50     | 1         |

堺市公告第478号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日         | 承認番号           | 地名          | 地番                        | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|---------------|----------------|-------------|---------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年4月<br>20日 | 堺宅地第P－<br>320号 | 中区土師町<br>二丁 | 98番3、102<br>番20及び99番<br>9 | 6.7       | 42.73     | 1         |

堺市公告第479号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日         | 承認番号           | 地名         | 地番     | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|---------------|----------------|------------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年5月<br>26日 | 堺宅地第P－<br>323号 | 中区深井沢<br>町 | 2694番3 | 4.7       | 46.84     | 1         |

堺市公告第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日         | 承認番号           | 地名           | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|---------------|----------------|--------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年6月<br>17日 | 堺宅地第P－<br>324号 | 東区日置荘<br>原寺町 | 75番45 | 4.7       | 22.40     | 1         |

堺市公告第481号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名      | 地番     | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年8月17日 | 堺宅地第P-325号 | 中区土師町二丁 | 102番21 | 6.7       | 16.79     | 1         |

堺市公告第482号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番             | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年8月11日 | 堺宅地第P-326号 | 東区野尻町 | 319番12及び319番17 | 5.7       | 26.89     | 1         |

堺市公告第483号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日         | 承認番号           | 地名    | 地番     | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|---------------|----------------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和3年7月<br>26日 | 堺宅地第P－<br>328号 | 北区金岡町 | 2231番2 | 4.7       | 25.09     | 1         |

堺市公告第484号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日        | 承認番号           | 地名            | 地番             | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|--------------|----------------|---------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 廃止 | 令和3年7月<br>5日 | 堺宅地第P－<br>327号 | 堺区旭ヶ丘<br>中町一丁 | 20番1及び20<br>番4 | 4.25      | 22.50     | 1         |

堺市公告第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月3日

堺市長 永藤英機

1 開発区域

堺市美原区黒山652番1、706番1の各一部及び713番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市美原区黒山321番地  
平井 龍一

## 教育委員会規則

堺市博物館協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月3日

堺市教育委員会

教育長 日 渡 円

堺市教育委員会規則第19号

### 堺市博物館協議会規則の一部を改正する規則

堺市博物館協議会規則（昭和55年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、「堺市博物館長（以下「館長」という。）」を「会長」に改め、同条第2項中「館長」を「会長」に改め、「協議会の」を削る。

第4条第3項本文中「協議会の」を削り、同項ただし書中「協議会の議決により、秘密会」を「会長は必要があると認めるときは、出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開」に改める。

第7条を第10条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（会議録）

第8条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、学芸課において行う。

第5条第1項中「協議会の」を削り、同条第7項中「秘密会を開く」を「会議を非公開とする」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

別記様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第9号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則(昭和38年農業委員会規則第3号)第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和3年9月9日(木)午後1時30分

[場所]

堺市産業振興センター4階 セミナー室1

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について

- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他

## 人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月3日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第6号

### 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に規定する」を「の」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「、次に掲げる事項を記載し」を削り、「記名押印し」を「次に掲げる事項を記載し」に改める。

第7条第1項第4号中「の不满」を「に規定する不满」に改め、同条第4項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第8条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第12条第2項中「記名押印した」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成18年人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の規定による」を「の」に改め、同条第2項中「次に掲げる事項を記載し、請求者が記名押印し」を「請求者が次に掲げる事項を記載し」に改める。

第5条第3項中「前項の」を「前項本文の規定による」に改める。

第6条第1項中「、審査する」を「審査する」に改める。

第9条の2第3項中「第8条第14項後段」を「第8条第15項後段」に改める。

第14条第4項中「前項」を「再審を請求しようとする者は、前項」に、「には」を「に」に改め、「、再審を請求しようとする者が記名押印して」を削る。

(堺市公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第3条 堺市公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成18年人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、記名押印して」を削る。

(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第4条 職員団体の登録に関する規則(平成18年人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第4条の規定による改正前の職員団体の登録に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、同条の規定による改正後の職員団体の登録に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

職員団体登録申請書

年 月 日

堺市人事委員会 殿

職員団体名

代表者氏名

（代表者が自署しない場合は、記名押印をすること。）

職員団体の登録に関する条例及び職員団体の登録に関する規則の規定により、規約及び必要書類を添えて、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 職員団体名
- 2 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつては、その職業）（別紙）
- 3 全ての事務所の名称及び所在地
- 4 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

(別紙)

理事その他の役員名簿

| 職員団体における役名 | 氏 名 | 住 所 | 職名又は<br>職 業 | 備 考 |
|------------|-----|-----|-------------|-----|
|            |     |     |             |     |

様式第2号（第2条関係）

構成員に関する証明書

年 月 日

堺市人事委員会 殿

職員団体名

代表者氏名

（代表者が自署しない場合は、記名押印をすること。）

当（職員団体名）は、地方公務員法第53条第4項の規定に従い、組織されていることに相違ないことを証明します。

様式第3号（第2条関係）

登録事項変更（解散）届出書

年 月 日

堺市人事委員会 殿

職員団体名

代表者氏名

（代表者が自署しない場合は、記名押印をすること。）

職員団体の登録に関する条例及び職員団体の登録に関する規則の規定により、必要書類を添えて下記のとおり変更（解散）を届け出ます。

記

- 1 職員団体名
- 2 変更（解散）年月日
- 3 届出事項

様式第4号（第5条関係）

法 人 格 取 得 申 出 書

年 月 日

堺市人事委員会 殿

職員団体名

代表者氏名

（代表者が自署しない場合は、記名押印をすること。）

当（職員団体名）は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号の規定に基づき法人格を取得したいので申し出ます。